

○総務省告示第二百三十九号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十二条第一項第八号の規定に基づき、令和元年総務省告示第二百六十六号（電気通信事業法第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が別に告示する技術基準を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年八月六日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>一 国際電気通信連合無線通信部門の勧告M.1450-5に定める技術基準及び米国電気電子学会が定める規格のうち、次のいずれかのもの<br/>〔1～6 略〕<br/>〔削る〕</p> <p>一 Bluetooth SIGが定める規格のうち、Bluetooth Core Specification Version 2.1以降</p> <p>三 米国電気電子学会が定める規格のうち、次のいずれかのもの</p> <p>1 Ⅱ IEEE802.11ax<br/>2 Ⅱ IEEE802.15.4<br/>3 Ⅱ IEEE802.15.4g<br/>〔四～七 略〕<br/>〔削る〕<br/>八 Ⅱ 略<br/>九 Ⅱ 略</p> | <p>一 〔同上〕<br/>〔1～6 同上〕<br/>7 Ⅱ IEEE802.11ax (Draft 1.0～, Draft 4.0#(Y))</p> <p>一 Bluetooth SIGが定める規格のうち、Bluetooth Core Specification Version 2.1からVersion 5.1#(Y)のいずれかのもの</p> <p>三 米国電気電子学会が定める規格のうち、IEEE802.15.4<br/>〔新設〕<br/>〔四～七 同上〕<br/>八 Ⅱ 米国電気電子学会が定める規格のうち、IEEE802.15.4<br/>九 Ⅱ 〔同上〕<br/>十 Ⅱ 〔同上〕</p> |
| <p>備考 表中の「Ⅱ」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>   |  |

## 附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 米国電気電子学会において、IEEE802.11axが成立するまでの間、第三項第一号中「IEEE802.11ax」を「IEEE802.11ax (Draft 1.0以降)」と読み替えて適用する。